

浜松市の施設等における薬剤の適正使用に係る基本指針

第1 趣旨

薬剤は病虫害の防除等において有効であるが、使い方によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があるため、周知や安全対策など使用にあたり配慮が必要である。

そこで、公共施設等の薬剤の使用について、人の健康と安全を確保し、環境への負荷の低減を図るため、この基本指針を定める。

第2 対象範囲

1 公共施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物

2 薬剤の種類

- (1) 殺虫剤
- (2) 農薬（公共施設において屋外で使用される除草剤・殺菌剤等）
- (3) 殺そ剤
- (4) 消毒剤

第3 基本指針

1 薬剤の適正使用

薬剤の適正使用については次のとおりとする。ただし、緊急時あるいは災害発生時等において薬剤を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 発生予防
日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。
- (2) 生息状況の確認
病虫害等の防除にあたっては、病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。
- (3) 薬剤を使用しない防除
(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。
- (4) 薬剤の使用方法
ア 使用にあたっては、まず、誘殺、塗布等散布以外の方法を検討すること。
イ 駆除や防除の目的に適し、法律に定められた薬剤を使用すること。
ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。
エ 使用する薬剤量を必要最小限に留めること。
- (5) 周辺住民及び子どもへの配慮と安全対策
薬剤を使用する場合は、施設利用者及び周辺住民に対し、作業前後に作業の目的・日時・方法・使用薬剤に係る事項・注意事項を周知する。また、薬剤の飛散防止に最大限配慮する。特に子どもや妊婦が多く利用する施設やその周辺では、次に掲げる方法によるものとする。
ア 保護者や関係施設等に向けての周知を図ること。
イ 長期休暇中など実施時期に配慮すること。
ウ 必要に応じて、子どもや妊婦が近づかない措置をとること。

(6) 記録・保存・管理

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録し、及び保存すること。また、薬剤を使用しないときは、関係者以外の者が持ち出せない場所に保管すること。

(7) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせる。

2 マニュアルの策定

薬剤の適正使用に係る具体的事項について、別にマニュアルを定めるものとする。

3 研修・調査等の実施

施設等を所管する課は、薬剤の適正使用を徹底するために、研修・調査等を必要に応じて実施するものとする。

第4 施行期日

この基本指針は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。